

平成29年度 瀬戸市新世紀工芸館第15期研修生募集要項(二次)

新世紀工芸館は、瀬戸のまちの特性を活かした上で、新世紀の産業・芸術・文化の発展を図ることを目的として平成11年に開館しました。

当館は、研修生を受け入れ、陶芸やガラス工芸で活躍する人材を支援するとともに、企画展、体験事業などを通し陶芸・ガラス工芸の普及・啓発に力を入れています。

1 募集コース・定員・研修期間

- (1) 陶芸コース 定員：若干名 研修期間：2年（平成29年4月から平成31年3月まで）
(2) ガラス工芸コース 定員：若干名 研修期間：2年（平成29年4月から平成31年3月まで）

2 募集資格

- (1) 陶芸コースについては、[※]専門的な基礎知識・技能・経験を有すると認められる者
(2) ガラス工芸コースについては、[※]吹きガラスの専門的な基礎知識・技能・経験を有すると認められ、吹きガラスによる作品制作を主として活動する者
(3) 2年間を通して、1週間につき5日以上研修活動に専念できる者
(4) 外国籍の場合は、2年間を通して日本国内に滞在できる資格を有する者

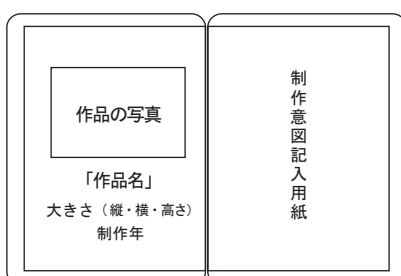
※専門的な基礎知識・技能・経験を有すると認められる者とは

- ① 美術・芸術大学等の学校において陶磁器又はガラス工芸専攻を卒業・修了した者
② 上記以外の者は、5年以上の陶芸又はガラス工芸の制作経験を有する者

3 応募に必要な書類

(当館のホームページからもダウンロードできます。ホームページ <http://www.seto-cul.jp/new-century/>)

- (1) 応募用紙（当館指定用紙）
(2) 受験票（当館指定用紙）
(3) 写真（3枚）横3cm・縦4cm、正面、上半身、カラーで3ヶ月以内に撮影したものを応募用紙及び受験票に貼る。
(4) 研修計画書（当館指定用紙）
(5) 作品資料
・作品資料(ポートフォリオ)の表面に氏名と応募コース名を記入する。
・過去に制作した作品のカラー写真を市販のクリアファイル(A4版)に差込み、各作品に作品名、大きさ、制作年を明記する。
・代表作品1点については、作品の制作意図を「制作意図記入用紙」(当館指定用紙)に最初の見開きページに下図のとおり差し込む。



※ 提出された書類につきましては作品資料を含め返却いたしません。

4 応募受付期間

平成29年1月25日（水）から2月22日（水）まで

※平成29年2月22日（水）必着とします。

※ 直接持参の場合は、休館日(火曜日)を除く午前10時から午後5時30分まで受け付けます。

※ 郵送の場合は「特定記録郵便」とし、宛名面に「研修生応募書類在中」と朱書きしてください。

郵送先：〒489-0815 愛知県瀬戸市南仲之切町81番地の2 瀬戸市新世紀工芸館

電話：0561-97-1001

5 選考方法

面接試験及び作品審査によって総合的に判断します。

(1) 選考試験日時 平成29年3月4日（土）※時間については、受験票送付の際に通知します。

(2) 選考試験場所 新世紀工芸館

(3) 選考試験日に必要な物 受験票、作品（1年以内に制作した作品1点を選考試験会場に持参すること。）

6 合格発表

平成29年3月13日（月）までに発送します。

新世紀工芸館の研修について

当館では研修生が、自己課題を設定し、目標に向かって2年間の制作活動を行います。

- 工房管理について 工房の日常管理・清掃は研修生が行います。
※ガラス工芸コースについては、ガラス溶解炉の維持管理・壺替え作業等も研修活動の一環として行います。
- 研修活動について
 - ① 当館では、一定のカリキュラムはもたず制作活動を支援していますが、市内外の陶芸作家、ガラス工芸作家、学芸員等を講師として招き、レクチャー、ワークショップ、作品講評会を行います。
 - ② 当館の行う事業は研修活動の一環として参加していただきます。（下記参照）
研修生作品展（毎年）、研修生作品展販売（通年）、体験教室の助手（通年）、せと陶祖まつり（4月）、せともの祭（9月）、招き猫まつり（9月）、雛めぐり（2月）等

※アーティスト・イン・レジデンス（開催未定）等で作家が長期間共同で工房設備を使用します。
※ガラス工房では研修修了生等を対象にレンタルを行っており、週に1日程度共同で工房設備を使用します。
- 工房の見学について 当館は工房内の様子をガラス越しに来館者が見学できるようになっています。
- 研修時間等 研修時間 午前10時から午後6時まで（ガス窯焼成に伴う時間延長は認められます。）
休館日 火曜日、年末年始（12/28～1/4）
- 研修にかかわる経費 瀬戸市が工房維持管理における基本的な費用を賄います。また制作についての工房設備の使用にかかわる燃料費の9割の経費を負担します。
(研修生が負担する経費)
 - (1) 研修費 1ヶ月につき20,570円を月毎に前納していただきます。
 - (2) 燃料費 使用にかかわる燃料費の1割を使用実績に基づき負担していただきます。
 - (3) 原材料費 研修生の個人負担とします。
 - (4) 道具 工房設備以外で使用する道具は各自で用意することとします。